

北九州市立地適正化計画（素案）の修正内容

番号	変更箇所	変更内容	修正前（素案）	修正後（案）
7 計画遂行に向けた取り組み				
7-1 考え方				
1	P 117	修正	<p>(1) 居住や都市機能誘導の基本的な考え方</p> <p>(7行目～)</p> <p>居住誘導区域外においては、これまでどおりの生活や地域活動が維持できるよう、地域住民の交通手段の確保や地域活力の維持の取り組みを行います。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 居住や都市機能誘導の基本的な考え方</p> <p>(7行目～)</p> <p>居住誘導区域外においては、<u>居住誘導区域内以上に人口密度が低下することが想定されます。このため、人口減少していく中であっても、これまでどおりの生活や地域活動が維持できるよう、おでかけ交通など地域住民の交通手段の確保や市民センターの存続など地域活力の維持等を図ることにより、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう取り組みを行います。</u></p> <p>(以下略)</p>
巻末資料				
2	P 156	追記	記載なし	※用語の解説を追加